

# 一般社団法人日本内分泌学会

## 北海道支部規約

### (総則)

- 第 1 条 本規約は一般社団法人日本内分泌学会（以下、本学会）定款ならびにその細則を基調にし、北海道支部（以下、本支部）に関する規定とする。
- 第 2 条 本支部の事務局を幹事会の指定する場所に置く。

### (目的)

- 第 3 条 本支部会は北海道地方における内分泌学に関する研究および診療の発展ならびに内分泌学について広く啓発を行うことを主たる目的とする。
- 第 4 条 本支部は北海道地方に在住する日本内分泌学会員および賛助会員よりなる。
- 第 5 条 賛助会員は本支部の目的に賛同し、規定の賛助会費を納入した個人または団体とする。
- 第 6 条 本支部会員および賛助会員の会費は幹事会で立案し、総会の承認を得る。

### (役員)

- 第 7 条 本支部会に以下の役員をおく。役員は、日本内分泌学会会員とする。
- 支部長 1 名  
副支部長 2 名  
幹事 10 名以上 30 名まで。但し、事務局幹事 1 名を支部長が任命できる。  
コンサルタント委員長および副委員長 委員長 1 名、副委員長 1 名  
監事 1 名

### (役員を選任)

- 第 8 条 支部長、副支部長は幹事会において選出され、総会の承認を得るものとする。
- 第 9 条 幹事の選出は、会員の中から幹事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 第 10 条 コンサルタント委員長 1 名及び副委員長 1 名を幹事会で選出し、総会の承認を得るものとする。コンサルタント委員長及び副委員長は支部長、副支部長を兼任しても構わない。

### (役員職務)

- 第 11 条 支部長は本支部の一切の業務を総括し、支部を代表する。また、日本内分泌学会の理事会にオブザーバーとして出席すると共に、同学会の連結決算及び予算作成作業に協力する。理事会に出席できない場合は、支部役員が代理で出席することが望ましい。代理出席者は日本内分泌学会会員で原則として評議員とする。
- 第 12 条 副支部長は支部長の補佐をするものとする。
- 第 13 条 幹事会は支部長、副支部長、幹事から構成される。幹事会では支部の運営に必要な事項を討議、議決するものとする。
- 第 14 条 監事は本支部の運営および会計について監査を行い、必要な助言を行うものとする。

### (役員任期)

- 第 15 条 支部長、副支部長、幹事、監事の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
- 第 16 条 役員は満 65 歳の誕生日を迎えた後の 3 月 31 日をもって任期を満了する。

### (幹事会)

- 第 17 条 幹事会は随時必要な時に支部長が招集する。

### (総会)

- 第 18 条 総会は学術集会時に開催する。議会の議長は学術集会長が兼ねる。総会は幹事会の審議事項を議決する。
- 第 19 条 総会は出席者の過半数をもって議決する。

### (会費の徴収)

- 第 20 条 本支部会費は個人会員、賛助会員に分けて事務局が徴集するものとする。個人会員の会費は、当面の間本支部学術集会参加費をもってあてるものとする。
- (学術集会)
- 第 21 条 本支部の学術集会は年 1 回開催する。
- 第 22 条 学術集会の会長の選出は会員の中から幹事会が推薦し、総会の承認を得ることを原則とする。
- 第 23 条 学術集会に発表する者は本支部会員であることが望ましい。
- 第 24 条 プログラムに関し、JES We Can 委員から提案がある場合はこれを尊重する。
- 第 25 条 学術集会の開催日は日本内分泌学会の連結決算作業に影響を及ぼす事のないように、年度末月（1 月および 12 月）を避ける。
- 第 26 条 学術集会の収支予算書は開催前年度の 9 月末までに支部事務局経由で本部に提出する。予算には法人事業税および消費税の概算額を予め計上しておくものとする。
- 第 27 条 学術集会の収支報告書は集会開催後、2 ヶ月以内に支部事務局経由で本部に提出する。
- 第 28 条 収支予算書提出期限との関係から、会長を次々年度分まで支部総会において選出する。
- (会計)
- 第 29 条 年度会計は監事の監査を経た後に総会に諮り、承認を得るものとする。
- 第 30 条 会計年度は、毎年 2 月 1 日に始まり翌年 1 月 31 日に終わる。
- (会則の変更)
- 第 31 条 本会則の変更および細則の作成は、幹事会の議を経て総会の承認を得る。

施行 2001 年 10 月 20 日  
改訂 2015 年 11 月 15 日  
改訂 2016 年 12 月 1 日  
改訂 2018 年 11 月 11 日